平成２８年（フ）第６００号
横浜市青葉区奈良３丁目１番地５　クラール青葉204
債務者　河村　晃宏
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　光子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１号
名古屋市千種区北千種１丁目３番１号　エスポア北千種402号、従前の住所名古屋市千種区池下１丁目６番６号　ナビオ池下２Ｄ号
債務者　藤井　乙樹
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田憲一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５９号
京都市山科区北花山大林町38番地１　パークテラス北花山606号、前住所京都市下京区中堂寺坊城町31番地２　シンフォニーリサーチパークイースト1101号
債務者　大塚　　実
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
静岡県牧之原市静波1066番地35
債務者　滝口　昌彦
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７４号
北海道恵庭市戸磯145番地12
債務者　佐々木映美
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　絢次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１号
埼玉県加須市富士見町８番24号　プリマラウレアⅡ－104号
債務者　藤井　隆広
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼尻　隆一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
埼玉県鴻巣市加美２丁目８番７－201号　カサマイコーポ
債務者　山崎　千春
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
さいたま市見沼区東大宮４丁目74番地５　第一大宮ハイツ102号
債務者　奥山　好平
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
さいたま市見沼区東大宮４丁目74番地５　第一大宮ハイツ102号
債務者　奥山　孝子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野21番地８
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１６号
北海道旭川市春光台４条４丁目２番15号
債務者　中　　清次
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
北海道旭川市春光台４条４丁目２番15号
債務者　中　　眞弓
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２４号
名古屋市中川区島井町1209番地、従前の住所名古屋市中川区吉津３丁目2228番地　ウィスタリア205号
債務者　細野さおり
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４号
京都市左京区松ヶ崎木ノ本町８－６　マンションウィステリア105、住民票上の住所京都市左京区静市市原町500番地13
債務者　平田　雅也
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５号
北海道稚内市恵比須４丁目４番４－204号　市営住宅57－Ｂ－２
債務者　足達　賢治
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
旭川地方裁判所稚内支部